【1】コーサンビーの地勢と原始仏教聖典における位置

- [0] 釈尊時代のコーサンビーはガンジス河とヤムナー河とに挟まれた地方に位置するヴァンサ国の首都であり、現在のアッラーハーバードの近くのコーサム(Kosam)に相当する。ここには現在でも、ヤムナー河にそってウデーナ王の城跡やゴーシタ長者が建てたゴーシタ園の僧院跡が残されている。(本論末尾の写真を参照されたい)
- [1] 上記のような位置にあるコーサンビーは、古代からヒンドゥスタン平原の西部地方とデカン高原の西方地域を南北に結ぶ交通路と、ガンジス河に沿ってヒンドゥスタン平原の南東部とヨーローパへの玄関口となっていたガンダーラ地方を結ぶ東西の交通の要路にあたり、またガンジス河とヤムナー河の合流点に近いという地の利にも恵まれ、経済的にも大いに発展していた。そのような地理的状況を $Suttanip\bar{a}ta$ vs.1010~1013 (p.194) (1) に記されたゴーダーヴァリー (Godhāvarī) 河畔に住んでいた婆羅門バーヴァリン (Bāvarin) の弟子たちが釈尊に会うために旅した経路が象徴的に示している。すなわち彼らは、ゴーダーヴァリー河の岸辺を北方に向け出発⇒ムラカ (Muļaka, Mūļaka, Āļaka, Ālaka) のパティッターナ (Patiṭṭhāna) ⇒昔のマーヒッサティ (purima Māhissati) ⇒ウッジェーニー (Ujjenī) ⇒ゴーナッダ (Gonaddha) ⇒ヴェーディサ (Vedisa) ⇒ヴァナサヴハヤ (Vanasavhaya) を通ってコーサンビー (Kosambī) に達し、ここからさらにサーケータ (Sāketa) ⇒サーヴァッティー (Sāvatthī) ⇒セータヴィヤ (Setavya) ⇒カピラヴァットゥ (Kapilavatthu) ⇒クシナーラー (Kusinārā) ⇒パーヴァー (Pāvā) ⇒ボーガナガラ (Bhoganagara) ⇒ヴェーサーリー (Vesālī) を経過してマガダの都 (Māgadha pura 王舎城) に到達したとされている。
 - (1) この交通路について、D.D.コーサンビー氏はつぎのようにいう。「当時コーサラはマガダよりも重要であってコーサンビーからヴァーラーナシーやそれ以東に至る直接の輸送は、陸路・川路を問わず、あまり用いられていなかった。ゴーダーヴァリー流域では、前6世紀中ごろまで明らかに農業がおこなわれなかったが、おそらく鉄と製鉄の知識が北インドの重いスキとともにちょうどこのころ伝わったため、その後村落の定住が急速に広まった。」 山崎利男訳『インド古代史』(岩波書店、昭和41年11月)pp.172~173

しかし、ロミラ・ターパル氏は「しかしながら、主要な交易路はガンジス川自体に沿ったものであった。すなわち、ラージャグリハからカウシャーンビーに至り、そこからウッジャインを経由して、西方海上貿易の主要港ブローチに至る道であり、またカウシャーンビーからガンジスの河谷を遡り、さらにパンジャーブを横切って、西方陸上貿易の出発点タクシラに至る道である。」という。辛島昇ほか訳『インド史』 I (みすず書房、1970 年 9 月) pp.055

T.W.リス・デヴィッヅ著 中村了昭訳『仏教時代のインド』 (大東出版社 昭和 59 年 8 月) p.026 には、「それ(コーサンビー 著者挿入)は南と西からコーサラ国とマガダ国にやってくる物資と旅行者のための、もっとも重要な中央市場であった。……仏陀の時代には、コーサンビ(ママ)の郊外に彼の教団の四つの独立の施設が既にあった。--バダリカ園(Badarikārāma)、クックタ園(Kukkuṭārāma)、ゴーシタ園(Ghositārāma)、パーヴァーリヤのマンゴー林である。仏陀はしばしば、そこの、これらの邸宅のいずれかにいた。そして、そこで行なった多くの法話が経典に伝えられている。」とされている。

また日野紹運・金沢篤・水野善文・石上和敬訳『バシャムのインド百科』(山喜房仏書林

平成 16 年 7 月) p.229 には、「仏陀の時代までに公認の貿易ルートは北インド全域を覆った。マウリヤ朝までに同様のルートは半島部にも存在していた。主要な貿易ルートの中でガンジス川畔の現在のカルカッタから遠くないタームラリプティー港から始まり、キャンパーの旧市街にまで河を溯るものがあった。それはパータリプトラやヴァーラーナシーを通ってカウシャンビーに、そこから枝道がヴィデイシャーとウッジャイニーを通ってナルマダナーの河口にあるブリグカッチャ港に伸びていた。カウシャンビーから主要幹線道路はジャムナーの南側にそって伸び、マトゥラーを過ぎ、そこから枝道が今のラジャスターンとタール砂漠を横切り、インダス河口に近いバラタ港にいたるものだった。主要ルートは今のデリー近くを通り、シャーカラ(シラールコト?)を経由してパンジャーブの五河を横切り、タクシャシラーの北西側の町へと続いた。そこからそれはカブール渓谷へと続き中央アジアへと入っていった。ガンジスとジャムナー北部の大都市は公認の枝道路で幹線道路に繋がっていた。その道路は何世紀も経るうちに幾分は変わっていったが、いつも北インドの大動脈であった。マウリヤ朝の皇帝はこの大道路を好み、里程標で刻み、等間隔で休憩所を設けた。南インドへのルートは……」とされている。

- [2] 交通の要路であれば当然そこには人・物・金・情報などの交流が盛んになり、それらが集積されて都市が形成されることになる。
- [2-1] このように古代インドの各地方で形成された都市の中で特に主要なものは、四大国とか六大城とか八大城とか呼ばれており、ヴァンサないしはコーサンビーはしばしばその中に含まれている。以下にこれを紹介する。なおコーサンビーには下線を施しておいた。

四大城(四大国)

- 〈1〉『増一阿含』047-006(大正 02 p.782 上); 舎衛国, 摩堨国、拘留沙国、<u>拘深婆</u> 羅 棕城
- 〈2〉『根本有部律』「(比丘尼)波羅市迦 001」(大正 23 p.908 上);室羅伐城、王舍城、<u>憍閃毘國</u>、嗢逝尼國。
- 〈3〉『根本有部律』「出家事」(大正 23 p.1020 下);第一王舍城有大蓮華王。第二 室羅伐城有摩羅大王。第三鄔舍尼城奢多彌大王。第四驕奢彌城阿難多泥彌大王。
- 〈4〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.297 下);王舍城、室羅伐城、唱誓尼城、<u>憍</u> 閃毘城

六大城

- (5) *DN. 016 Mahāparinirvāṇa-s.* (大般涅槃経 vol. II p.146); (釈尊入滅時の阿難の要請として)「尊師はこの小さな町、竹藪の町、場末の町でお亡くなりになりますな。尊い方よ、ほかに大都市があります。例えば、チャンパー、王舎城、サーヴァッティー、サーケータ、<u>コーサンビー</u>、バーラーナシーがあります。こういうところで尊師はお亡くなりになってください。そこには富裕な王族たち、富裕なバラモンたち、富裕な資産家たちがいて、修行完成者を信仰しています。」
- 〈6〉*DN.017 Mahāsudassana-s.* (大善見王経 vol.II p.169); ①チャンパー、②ラージャガハ、③サーヴァッティー、④サーケータ、⑤<u>コーサンビー</u>、⑥バーラーナシー八大城
- 〈7〉法顕訳『大般涅槃経』(大正 01 p.200 下);阿難言、此鳩尸那城比余大国極為辺狭、人民又復不能熾盛。唯願世尊往余大国、王舎城・毘耶離城・舎衛国・婆羅捺城・阿踰闍城・謄波城・倶睒弥城・徳叉尸羅城。如是諸城所処正中、人民熾盛国土豊楽、

皆多信心智慧聡明。唯願世尊往彼諸城而般涅槃、広利其中。

- 《8》『僧祇律』(大正 22 p.497 上);一舎衛、二沙祇、三謄婆、四波羅奈、五<u>拘睒彌</u>、 六毘舎離、七王舎城、八迦毘羅衛
- [2-2] ただし四大城、六大城、八大城などと呼ばれるなかにコーサンビーが含まれない場合も存する。次にその例を挙げておく。便宜上番号は続き番号とする。

四大城(四大国)

- 〈9〉『僧祇律』「捨堕 011」(大正 22 p.307 上);四大國。毘舍離國、弗迦羅國、得 刹尸灑國、難提跋陀國
- 〈10〉失訳『般泥洹経』巻下(大正01 p.185中);①聞物大国、②王舎大国、③満羅大国、④維耶大国

六大城(七大城を含む)

- (11) "*Mahāparinirvāṇa-s.*" (p.304) ; ①シュラーヴァスティー、②サーケータ、③ チャンパー、④バーラーナシー、⑤ヴァイシャーリー、⑥ラージャグリハ
- 〈12〉『長阿含 002』「遊行経」(大正 01 p.021 中); ①瞻婆大国、②毘舎離国、③ 王舎城、④婆祇国、⑤舎衛国、⑥迦維羅衛国、⑦波羅棕国
- 〈13〉白法祖訳『仏般泥洹経』(大正 01 p.169 下);①舎衛国、②沙枝国、③栴波国、④王舎国、⑤波羅捺国、⑥維耶梨国
- 〈14〉『中阿含 068』「大善見王経」(大正 01 p.515 中); ①瞻波、②舎衛、③韓舎離、④王舎城、⑤波羅椋、⑥加維羅衛
- 〈15〉『十誦律』(大正 23 p.288 中);謄波国、舎衛国、毘舎離国、王舎城、波羅奈、 迦維羅衛国
- 〈16〉『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.392 下);①室羅伐城、②娑鶏多城、③占 波城、④婆羅痆斯城、⑤広厳城、⑥王舎城
- [2-3] 以上を表にしてみると次のようになる。

	コーサンビー	舎衛城	王舎城	チャンパー	サーケータ	バーラーナシー	ヴェーサーリー	アユッジャー	タッカシラー	カピラヴァットゥ	マッラ	ウッジェーニー	その他 (弗迦羅国)	その他 (難提跋陀国)	その他(拘留沙国)
1	0	0	0												0
2	0	0	0									0			
3	0	0	0									0			
4	0	0	0									0			
5	0	0	0	0	0	0									
6	0	0	0	0	0	0									
7	0	0	0	0		0	0	0	0						

8	0	0	0	0	0	0	0		0				
9							0	0			0	0	
10		0	0				0			0			
11		0	0	0	0	0	0						
12		0	0	0	0	0	0		0				
13		0	0	0	0	0	0						
14		0	0	0		0	0		0				
15		0	0	0		0	0		0				
16		0	0	0	0	0	0						

これによれば、舎衛城と王舎城はほとんどの資料に含まれる。その他で多く取り上げられるのは、チャンパー、バーラーナシー、ヴェーサーリーであって10資料に含まれる。次いではコーサンビーが8資料、サーケータが7資料にあげられている。単なる資料数でしかないが、この数字は案外、当時のインドに存在した国の規模をかなり正確に表しているのかもしれない。とするならばコーサンビーは、舎衛城と王舎城は別格として、チャンパー、バーラーナシー、ヴェーサーリーよりは少し小さいという認識が持たれていたのかも知れない。

[3] このように交通の要路に位置するコーサンビーは、釈尊の時代にはすでに人・物・金・情報の集積するガンジス河流域の諸都市の中でも有数の大都市となっていたものとみられる。したがって仏教教団にとってもコーサンビーは重要な地位を占めたであろうことは推測に難くない。そこで原始仏教聖典上に占めるコーサンビーの地位を、ここを舞台とする経がどれくらいあるかということから調べてみよう。

[3-1] われわれ研究グループは、モノグラフの標題になっている研究を行うために、パ・漢の原始仏教聖典(経蔵・律蔵)から詳しいデータを集積しており、これを内部では「A文献仏伝データ」と呼んでいるが、この2007年7月28日現在の資料数は11,235(ただしこの中には『根本説一切有部律』を含む)であって、この中に仏在処・説処が記されているものは7,294である。このなかで各都市の資料数を数の多いものから順に挙げてみると次のようになる。

- (1) コーサラ国の舎衛城 4882 66.93%
- (2) マガダ国の王舎城 1002 13.74%
- (3) ヴァッジ国のヴェーサーリー 286 3.92%
- (4) ヴァンサ国のコーサンビー 143 1.96%
- (5) 釈迦国のカピラヴァットゥ 130 1.78%
- (6) カーシ国のバーナーラシー 104 1.43%
- (7) アンガ国のチャンパー 33 0.45%
- (8) マッラ国のパーヴァー 21 0.29%
- (9) コーサラ国のサーケータ 14 0.19%

- (10) ヴィデーハ国のミティラー 6 0.08%
- (11) $P \exists y \forall y = 4$ 0.06%
- (12) その他 669 9.17%

合計 7.294 100.00%

より正確なデータは金子芳夫研究分担者が担当している「原始仏教聖典資料の仏在処・説処一覧」の完成を待たねばならないから、この数字の分析はその後に行うつもりであるが、大体の傾向はこれで誤りはないであろう。これによれば仏の所在や説処が分かっているものを100%とすると、舎衛城が実に66.93%を占め、王舎城は13.74%で、この2都市で80.67%を占め、コーサンビーはヴェーサーリーの3.92%に次いで第4位となるが、1.96%にしかならない。

ただし舎衛城が王舎城の5倍ほどにもなるという数字は、岩井昌悟研究分担者が担当している釈尊の雨安居地伝承において、釈尊は成道21年から入滅までの晩年の25年間の雨安居をすべて舎衛城の祇園精舎ないしは東園鹿子母講堂で過ごされたとするのと軌を一にして、実態を表していないようにも感じられるから、おそらく原始仏教聖典のなんらかの編集事情がからんでいるのであろう。おそらくその1つには、釈尊の晩年の事績は残りやすく、最初期の事績は残りにくかったということであって、そういう意味ではコーサンビーの数字もこれをそのまま信頼することはできないかも知れない。

[3-2] しかしながらこれから検討していくように、コーサンビーでは釈尊の晩年のことであろうと考えられる破僧が行われたし、釈尊が入滅されるときにはコーサンビーにいたチャンナを梵壇に処すようにと遺言されたということもあり、コーサンビーが釈尊の生涯において重要な意味を持つようになるのは、比較的後期のことであって、もしそうならコーサンビーの記録は残りやすかったということになるから、1.96%は実態よりも大きな数字ということになるのかもしれない。とするならば、釈尊時代の仏教におけるコーサンビーの地位はさらに低下するということになる。

なおコーサンビーの仏教に関する記述には、釈尊の晩年に起こったと思われる破僧とチャンナの不行跡絡みのものが多いということは、次のようなコーサンビーを仏在処・説処とする 143 の資料の内容を見れば明かである。

- I 経資料 52
 - (1) 仏の説く経 31
 - ①一般的な内容の経 22 (1)
 - ②破僧に関する内容の経 9
 - 1 コーサンビーの破僧に関するもの 7(2)
 - 2 提婆達多の破僧に関するもの 1 (3)
 - 3 漠然と破僧に関するもの 1(4)
 - (2) 仏弟子の説く経 21
 - ①阿難の説く経 19
 - 1 釈尊がコーサンビーにおられたとするもの 12 (5)
 - 2 釈尊に言及しないもの 7(6)
 - ②阿難以外の比丘の説く経 2

- 1 釈尊はコーサンビーにおられたとするが他の比丘の説くもの 1(7)
- 2 釈尊に言及しないもの 1 (8)

Ⅱ 律資料 91

- (1) 規則の制定
 - ①一般的な規則に関するもの 77
 - 1 チャンナ以外の人物が因縁となっているもの 31 (9)
 - 2 チャンナが因縁となっているもの 46(10)
 - ②破僧に関するもの 14
 - 1 コーサンビーの破僧に関するもの 5(11)
 - 2 提婆達多の破僧に関するもの 5 (12)
 - 3 漠然と破僧に関するもの 4(13)

このようにコーサンビーを仏在処・説処とする資料の場合は、特殊なテーマないし特殊な状況のものが多いということが一目瞭然である。すなわち全資料 143 のうちチャンナを因縁として律の規定が作られたものも含めれば、破僧に関係するものは 69 の 48.25%にものぼり、その外これが何を意味するか分からないが、あるいは釈尊滅後のものとも考えられる阿難など仏弟子を説者とするものが 20 の 13.99% もあるということも特異といわなければならないであろう。これに対して、仏が説者として四諦などの普通の教えが説かれたり、一般の比丘や六群比丘などが規定制定の因縁になったりする、いわゆる普通の経や律の内容に属するものは合計して 53 の 37.06%しかないから、確かにこれは異常なことであって、コーサンビーの仏教のある特殊性を表しているようにも考えられる。

- (1) *DN.007 Jāliya-s.* (闍利経 vol. I p.159)、中阿含 091「周那問見経」(大正 01 p.573 中); 対応経は舎衛城祇樹給孤独園、中阿含 007「世間福経」(大正 01 p.427下)、雑阿含 1166(大正 02 p.311 中)、雑阿含 1172(大正 02 p.313 中)、雑阿含 1167(大正 02 p.311 下)、*SN.035-200*(vol.IV p.179)、雑阿含 1173(大正 02 p.314 上)、雑阿含 1169(大正 02 p.312 中)、雑阿含 1170(大正 02 p.312 下)、雑阿含 1171(大正 02 p.313 上)、雑阿含 1168(大正 02 p.311下)、*SN.048-049*(vol.V p.224)、*SN.048-053*(vol. V p.229)、*SN.056-031*(vol. V p.437)、雑阿含 464(大正 02 p.118 中)、*AN.004-008-080*(vol. II p.082)、*AN.005-016-159*(vol. III p.184)、*AN.007-004-040*(vol. IV p.037)、*AN.008-005-046*(vol. IV p.262)、增一阿含 031-002(大正 02 p.667 上)、*Udāna 007-010*(p.079)
- (2) MN.048 Kosambiya-s. (憍賞彌経 vol. I p.320)、MN.128 Upakkilesa-s. (隨煩悩経 vol. Ⅲ p.152)、中阿含 072「長寿王本起経」(大正 01 p.532 下)、SN.022-081 (vol. Ⅲ p.094)、AN.004-025-241 (vol. Ⅱ p.239)、増一阿含 024-008 (大正 02 p.626 中)、Udāna 004-005 (p.041)
- (3) AN.005-010-100 (vol.III p.122)
- (4) AN.005-011-106 (vol.III p.132)
- (5) MN.076 Sandaka-s. (サンダカ経 vol. I p.513)、雑阿含 460 (大正 02 p.117下)、雑阿含 562 (大正 02 p.147中)、雑阿含 783 (大正 02 p.202下)、雑阿含 561 (大正 02 p.147上)、雑阿含 461 (大正 02 p.118上)、雑阿含 462 (大正 02 p.118上)、雑阿含 463 (大正 02 p.118下)、雑阿含 557 (大正 02 p.146上)、雑阿含 558 (大正 02 p.146中)、雑阿含 560 (大正 02 p.146下)、雑阿含 973 (大正 02 p.251中)
- (6) SN.035-129 (vol.IV p.113) , SN.035-192 (vol.IV p.165) , SN.035-193 (vol.IV

- p.166) , AN.003-008-072 (vol. I p.217) , AN.005-017-170 (vol. III p.202) , AN.009-004-037 (vol. IV p.426) , AN.009-005-042 (vol. IV p.449)
- (7) 中阿含 090「知法経」(大正 01 p.572下);世尊はコーサンビーにおられたとするが、 経の内容は周那 (Mahācunda) の説法
- (8) SN.046-008 (vol. V p.076)
- (9) 僧祇律「尼薩耆波夜提 001」(大正 22 p.292 上)、十誦律「尼薩耆 011」(大正 23 p.047 下)、五分律「捨堕 022」(大正 22 p.035 上)、五分律「捨堕 023」(大正 22 p.035 上) 、五分律「捨堕 024」(大正 22 p.035 中) 、五分律「捨堕 025」(大正 22 p.035 下) 、Vinaya Pācittiya 005 (vol.IV p.016) 、五分律「堕 007」(大正 22 p.040 上)、根本有部律「波逸底迦 054」(大正 23 p.838 下)、僧祇律「単提 017」(大正 22 p.344 上) 、 *Vinaya Pācittiya 051* (vol.IV p.108) 、四分律「単提 051」(大正 22 p.671 中) 、五分律「堕 057」(大正 22 p.059 下) 、僧祇律「単提 066」(大正 22 p.386 下)、十誦律「波夜提 082」(大正 23 p.125 下)、根本有部律「波逸底迦 082」 (大正 23 p.886 上)、五分律「悔過 003」(大正 22 p.072 下)、Vinaya Sekhiya 051 (vol.IV p.197) 、十誦律「(比丘尼)波羅夷 008」(大正 23 p.305 下)、十誦律「 (比丘尼) 波夜提 153」 (大正 23 p.340 上)、四分律「受戒揵度」 (大正 22 p.810 上)、 四分律「安居揵度」(大正 22 p.834 上)、四分律「安居揵度」(大正 22 p.835 上)、 四分律「皮革揵度」(大正 22 p.847 中)、僧祇律「雑誦跋渠法」(大正 22 p.452 上)、 四分律「雑揵度」(大正 22 p.953 下)、四分律「雑揵度」(大正 22 p.961 中)、四分 律「雑揵度」(大正 22 p.961 上)、四分律「房舎揵度」(大正 22 p.942 下)、四分律 「房舎揵度」(大正 22 p.944 中)、十誦律「雑法」(大正 23 p.295 上)
- (10) Vinaya Saṅghādisesa 007 (vol.III p.155) 、四分律「僧残 007」(大正 22 p.580 中)、 五分律「僧残 007」(大正 22 p.014 中)、十誦律「僧残 007」(大正 23 p.021 中)、 僧祇律「僧残 007」(大正 22 p.279 上)、根本有部律「僧伽伐尸沙 007」(大正 23 p.689 上)、Vinaya Saṅghādisesa 012 (vol. III p.177) 、四分律「僧残 013」(大正 22 p.599 上)、五分律「僧残 012」(大正 22 p.021 上)、十誦律「僧残 013」(大正 23 p.027 中)、僧祇律「僧残 012」(大正 22 p.284 下)、根本有部律「僧伽伐尸沙 013」 (大正 23 p.707 上)、Vinaya Pācittiya 012 (vol.IV p.034) 、四分律「単提 012」(大 正 22 p.642 上)、十誦律「波夜提 013」(大正 23 p.076 中)、僧祇律「単提 012」 (大正 22 p.340 上)、根本有部律「波逸底迦 013」(大正 23 p.778 上)、Vinaya Pācittiya 019 (vol. IV p.047) 、四分律「単提 020」(大正 22 p.647 上)、五分律「堕 019」(大正 22 p.044 下)、十誦律「波夜提 020」(大正 23 p.080 上)、僧祇律「単 提 020」(大正 22 p.345 上)、根本有部律「波逸底迦 020」(大正 23 p.789 下)、四 分律「単提 019」(大正 22 p.646 中)、五分律「堕 020」(大正 22 p.044 下)、十誦 律「波夜提 019」(大正 23 p.079 下)、根本有部律「波逸底迦 019」(大正 23 p.789 中)、Vinaya Pācittiya 054 (vol.IV p.113) 、四分律「単提 054」(大正 22 p.673 上)、 十誦律「波夜提 078」(大正 23 p.120 上)、僧祇律「単提 077」(大正 22 p.387 中)、 十誦律「波夜提 041」(大正 23 p.097 中)、根本有部律「波逸底迦 041」(大正 23 p.828 中) 、 *Vinaya Pācittiya 071* (vol.IV p.141) 、四分律「単提 071」(大正 22 p.685 中)、僧祇律「単提 075」(大正 22 p.386 上)、十誦律「波夜提 010」(大正 23 p.074 中) 、十誦律「波夜提 085」(大正 23 p.127 中) 、四分律「(比丘尼)波羅夷 008」(大正 22 p.717 上)、僧祇律「(比丘尼)波羅夷 008」(大正 22 p.516 下)、 十誦律「(比丘尼) 僧残 009」(大正 23 p.310 中)、十誦律「皮革法」(大正 23 p.182 上)、Vinaya「羯磨犍度」(vol. II p.021)、四分律「訶責揵度」(大正 22 p.894 上)、十誦律「般茶盧伽法」(大正 23 p.225 中)、四分律「滅諍揵度」(大正 22

p.915下)

- (11) Vinaya「コーサンビー犍度」 (vol. I p.337)、四分律「拘睒彌揵度」 (大正 22 p.879 中)、五分律「羯磨法」 (大正 22 p.158 下)、十誦律「倶舎彌法」 (大正 23 p.214 上)、Vinaya「コーサンビー犍度」 (vol. I p.350)
- (12) 四分律「僧残 010」(大正 22 p.591 下)、*Vinaya*「破僧犍度」(vol. II p.184)、五分律「僧残 010」(大正 22 p.018 上)、*Vinaya*「破僧犍度」(vol. II p.187)、五分律「僧残 010」(大正 22 p.018 中)
- (13) 十誦律「滅諍 007」(大正 23 p.147 上)、四分律「(比丘尼)僧残 017」(大正 22 p.726 下)、四分律「(比丘尼)単提 089」(大正 22 p.744 上)、四分律「(比丘尼)単提 146」(大正 22 p.767 中)